

武蔵村山市協働事業提案制度 令和3年度実施事業評価報告書



令和4年10月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを推進するため、平成１７年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、平成１８年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』を策定しました。

平成２０年度には、指針に掲げる市民協働の基本的な考え方を具体的に実現するための第一歩として、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成２１年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

協働事業提案制度は、平成２２年３月に武蔵村山市市民協働推進会議から報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成２３年度に創設された制度です。この制度により、平成２３年度から令和元年度までの間に延べ３４事業が協働事業として採択され、翌年度に事業が実施されています。ただし、令和２年度は新型コロナウイルス感染症により、令和元年度に採択された事業を中止し、令和３年度に実施しています。本制度による事業の成果を今後の協働事業に生かし、より質を高めていくとともに、本制度の信頼性・透明性の向上を図ることを目的として、武蔵村山市協働事業提案制度令和３年度実施事業報告会を開催しました。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合があります。市政への市民参加を促進し、市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」は、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えます。

令和４年１０月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1 協働事業提案制度の概要	 1
2 募集から報告会までの経過	 1
3 事業評価	 2
4 令和3年度実施事業の評価結果	 3
5 令和3年度実施事業内容	 4
(1) 国際F e sと文化交流 提案団体：地球や	 5
(2) むさむらゴミ減大作戦 提案団体：M S P 村山サポートプロジェクト	 1 2
(3) 中高生ダンスイベントJ O Y I N T O（ジョイント） 提案団体：L D I Tシンジケート	 1 9
資料編	 2 4
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱	
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿	
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領	
資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱	
資料5 武蔵村山市協働事業提案制度令和3年度実施事業報告会実施要領	



1 協働事業提案制度の概要

協働事業提案制度は、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の営利を目的とせず社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の専門性や柔軟性等をいかした公益性の高い事業の提案を募集することにより、提案した団体が市と協働して事業を実施することで、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目的とする制度です。

本制度は、将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とした「団体育成型事業部門」と、事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と協働で行う「協働型事業部門」の2種類の事業について募集を行いました。

「団体育成型事業部門」は、協働型事業への発展を見据えた事業であることを前提として最大2年間の実施とし、1事業あたり25万円を限度額として補助金が交付されます。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画し、1事業あたり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を限度額として補助金が交付されます。

2 募集から報告会までの経過

武蔵村山市協働事業提案制度令和3年度実施事業の流れは以下のとおりです。

【令和元年度】●武蔵村山市協働事業提案制度（令和2年度実施事業）の周知

・市ホームページ及び市報に掲載、募集チラシの配布等



●提案の募集

・募集期間 令和元年5月7日（火）から同年7月7日（日）まで
・提案件数 3件



●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催
公開プレゼンテーション 令和元年11月27日（水）



【令和2年度】●コロナウイルス感染症により協働事業の中止



【令和3年度】●協働事業の実施



【令和4年度】●実施事業報告会 令和4年9月6日（火）

3 事業評価

コロナ禍の中、令和3年度実施事業報告会は、武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき書面により行われました。

実施団体は、武蔵村山市協働事業提案制度実施事業自己評価票に基づき自己評価を行い、これに基づき事業報告を行いました。武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）委員は事業報告を読み込み、以下の評価項目により事業評価を行いました。

【評価項目】

- (1) 現状・課題・目的 市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することができたか。
- (2) 事業内容 事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールは問題なかったか。
事業の実施体制はどうだったか。
効率的なコストで事業運営ができたか。
- (3) 協働という事業形態 （◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）
市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。
協働事業として実施する意義があったか。
◎協働相手は妥当だったか。
◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。
◎事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか。
◎単独で実施するより効果的・効率的に実施できたか。
◎問題発生に際し、適切に対応したか。
◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。
●協働型事業への発展が見込めるか。
- (4) 実施能力 事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。
事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。
- (5) 事業実施を通して学んだこと。
- (6) 新たな課題・ニーズでの気づき。

4 令和3年度実施事業の評価結果

令和3年度実施事業の事業評価は、以下のとおりです。

事業部門	提案事業名	事業評価による得点 得点 a (満点 b) 【得点率 a/b×100】					
	提案団体名	現状・課題・目的	事業内容	協働という事業形態	実施能力	事業実施を通して学んだこと、新たな課題・ニーズへの気付き	合計
協働型	国際 F e s と文化交流	76 点 (135 点)	118 点 (225 点)	209 点 (360 点)	52 点 (90 点)	57 点 (90 点)	512 点 (900 点)
	地球や	【56.3%】	【52.4%】	【58.1%】	【57.8%】	【63.3%】	【56.9%】
主な意見等							
・コロナウイルス禍の中でも、試行錯誤しながら国際 F e s や料理教室を開催できたことは評価できる。 ・コロナ禍とはいえ、当初の予定通りの事業実施ができなかったことは残念である。団体のミッションに立ち返り、モンゴル国との交流等をもっと進めていただきたかった。 ・料理教室について、感染防止対策として定員を制限しての開催はやむを得ないが、参加者数の平均が4名になってしまったことは残念である。異文化への理解を深められたことは評価するが、本市において外国人労働者が増加しているので、語学講座にも力を入れていただきたい。 ・コロナ禍において、料理教室及び音楽 F e s を開催できたことは評価するが、回数を減らし、内容の向上を図っても良いのではないかと感じる。 ・コロナ禍で事業がうまく進めることができなかったことは残念に思う。今後も国際交流事業を続け、多文化共生のまちづくりを進めることを希望する。 ・やりたい事をただやるのではなく、目標を達成するために、手法が即しているのかを常に確認する必要があると感じる。							
協働型	むさむら ゴミ減大作戦	88 点 (135 点)	128 点 (225 点)	233 点 (360 点)	58 点 (90 点)	59 点 (90 点)	566 点 (900 点)
	M S P 村山サポートプロジェクト	【65.2%】	【56.9%】	【64.7%】	【64.4%】	【65.6%】	【62.9%】
主な意見等							
・全体的にイベントの実施力が向上してきていると感じる。今後も期待したい。 ・協働相手との意思疎通の必要性を感じるため、今後はそれを解決してほしい。団体がやりたいことと、行政課題の隙間を埋める努力が必要と感じる。 ・活動内容がフリーマーケットの開催が中心になっているため、会場内での啓発に向けたイベントも組み込んでいかないとゴミ減量化に繋がらないのではと感じる。 ・コロナ禍でイベント開催が難しい状況ではあるが、自主財源投入が多いことから、収支の見直しが必要だと感じる。 ・人件費の増大がイベント開催によるものであれば、イベント回数を減らすことも検討し、収益性向上を図り、活動の継続に繋がっていただきたい。 ・コロナ禍でのイベントの一部中止は残念であるが、団体の目的は概ね達成できていると感じる。歳出の中で人件費が突出していることに不安を感じる。 ・コロナ禍において、当初の予定から臨機応変に対応し、制限がある中で事業を実施できたことは評価できる。今後も担当課と協働して、ゴミ収集の有料化やゴミの分別について市民の理解が進むよう進めていくことを希望する。							

事業部門	提 案 事 業 名	事業評価による得点 得点 a (満点 b) 【得点率 a/b×100】					
	提 案 団 体 名	現状・課題・目的	事業内容	協働という事業形態	実施能力	事業実施を通して学んだこと、新たな課題・ニーズへの気付き	合計
団体 育 成 型	中高生ダンスイベント JOY INTO (ジョイント)	89 点 (135 点)	152 点 (225 点)	81 点 (135 点)	64 点 (90 点)	49 点 (90 点)	435 点 (675 点)
	LDIT シンジケート	【65.9%】	【67.6%】	【60.0%】	【71.1%】	【54.4%】	【64.4%】
主な意見等							
・コロナ禍において、当初の予定から臨機応変に対応し、対面での開催を中止し、SNS等を十分に活用し、事業を実施できたことは大いに評価する。SNS等の利用は、中学生や高校生にとっては親しみやすいが、今後は対面でも開催できるように活動を効果的に進めることを希望する。 ・団体の目的が達成できたことは評価できる。 ・コロナ禍のため、オンラインでの開催が今後増えると予想されるため、助成金を機材の購入やスキルアップに活用することを希望する。 ・コロナ禍により、対面での開催ができなかったことは残念に思うが、SNS等によるオンライン開催に舵を切り、イベントを実施したことは評価できる。 ・志望校の選択方法の一つとして、ダンスに注目する中学生が本市にどれだけいるのかが気になる。 ・企業の協賛も難しい状況の中、収入の確保が事業継続の課題だと感じる。 ・コロナ禍の中、状況に応じた対応力は評価できる。今後に期待する。 ・団体としてやりたいことをやれたことで、団体としての能力を伸ばすことができた点については及第点である。 ・協働型へ進むには、課題の把握や解決方法等、課題が多く感じる。							

5 令和3年度実施事業内容

提案団体から提出された協働事業結果報告書は、次のとおりです。

- | | | |
|-----|-----------------------------|------|
| (1) | 国際 F e s と文化交流 | … 5 |
| | 提案団体：地球や | |
| (2) | むさむら ゴミ減大作戦 | … 12 |
| | 提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト | |
| (3) | 中高生ダンスイベント JOY INTO (ジョイント) | … 19 |
| | 提案団体：LDIT シンジケート | |

令和4年3月31日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 地球や
所在地 武蔵村山市三ツ藤1-45-1
代表者職・氏名 会長 佐久間 恵子

協働事業提案制度事業結果報告書

令和3年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 1年間
対象者の範囲及び人数	全年齢対象（海外・国内問わず）
実施事業内容	○国際的な楽器、アーティストによる音楽教室、ミニコンサート等 ○月1回程度世界の音楽または料理教室を開催 ○大きなホール、施設での大規模な音楽祭（年に1～2回）開催
具体的な活動状況	○音楽教室、ミニコンサートの講師、場所、参加者都合により中止 ○世界の料理教室（11回実施） 月1回開催予定で、13回企画のうち11回実施 コロナの関係で、6名定員で設定したが、平均4名参加（延べ44名参加） ○国際 Fes 音楽交流イベントと世界のマルシェ（2月12日）約100名動員
事業の成果	○音楽教室、ミニコンサートは、予定していた時期にコロナ禍のピークをむかえたことで中止。 ○世界の料理教室 定員を6名に制限、試食なしの持ち帰りのみで、感染対策の徹底を図った。講師、参加者の体調、急な変更等により、活動は行なったが、国際交流的な要素が希薄となった。アンケートでの満足度は9割を超え、満足度は高い。 ○国際 Fes 触れたことのない音楽と言葉に触れ、約100名に参加いただき、100%近くの人に満足いただいた。モンゴル国のホストタウンとして、文化交流に貢献できた。パーカッションの評価が非常に高く、再演希望の声が多い。マルシェで各国の料理と文化に触れることで、外国籍の方と地域住民が自然に交流出来た ○武蔵村山市に住んでいるからこそ、外国と自分達の繋がりを実感できた。 ○改めて、国際交流を通じて、武蔵村山市の良さ、日本の良さを知り、自分を見つめ直すことが出来た。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

○今年度においては、コロナ禍の中、国際交流を中心とした活動がかなり、困難であった。、料理教室参加者アンケートでは、9割の方に大変満足していただいた。担当である。協働推進課が期待する「国際交流」という意味合いとは、多少違ったのかも知れないが、私達の考える国際交流は。文化の相互理解からスタートすると考えている。そういった意味で、人的な交流制限を受ける中で、語学講座、文化講座を踏まえた内容を取り入れられたことで、国際理解に繋がったのではないかと思う。また、国際Fesにおいても、来場者アンケートでは、モンゴルに興味がなかったが、ホーミーの声に心を震わされた、アフリカ民族音楽のリズムに元気をもらった等感想を得られた。このように、出店者、出演者、参加者に大変満足してもらえた。それにもかかわらず、次年度は、採択されず、事業は継続できないこととなった。今後は、自分達で出来る範囲で行えることを展開する予定である。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第10号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

(日本産業規格A列4番)

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	地球や
提案事業名	国際Fesと文化交流
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	③	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	③	2	1
	目標を達成することができたか	5	④	3	2	1

＜上記評価の理由＞

定員を制限し、感染対策を行って事業を年間を通して継続的に実施出来た。しかし、コロナ禍における、急な予定変更等を強いられ、国際交流的要素が若干希薄となったものの、文化交流と国際理解は深められた。参加者の満足度は高く、リピーターや、コロナ禍終了後、もう一度開催してほしいという、この状況の中で、例年どおりの事業を求められ、次年度採択されなかったことは非常に残念である。

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	③	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	④	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	③	2	1

＜上記評価の理由＞

まず、今年度は、コロナの影響がかなり大きく、例年通り実施することも難しく、特に、料理教室に関しては、人数制限、試食ができず、持ち帰りのみ等の制限も多かったので、テイクアウトコスト、その場で試食出来ないため、試作や、調理法の変更、実習室の時間配分含めた打ち合わせにかなり時間を費やした。音楽祭に関しても、様々な場合、出演者、スタッフ等の急なキャンセル等を想定した打ち合わせ、リハーサル、コストにかなり費やした。外国籍の方に関しては、急な帰国、入国出来ない等でスケジュール変更があったものの、多方面から協力をいただけたことで、例年より親密な国際交流に繋がった。

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	③	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	③	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	③	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になっ ていたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などに ついて情報交換等意思 疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	4	③	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	4	③	2	1
< 上記評価の理由 >						
今年度においては、コロナ禍になり、例年通りとはいかず、「国際交流」の難しさを思い知らされた。特に前半においては、協働推進員の描く国際交流と自分達が目指すものの差異も大きく、なかなか市民活動団体らしさを出しにくい状況であった。市民同士の交流ですら制限されている中で、やれないこと、やらなければならないこと、やりたいことを行錯誤しながら例年以上に時間とコストを費やしたが、後半では、協働だからこそ広報、協力していただけたことで、大きな国際交流に発展させることが出来た。						
実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	④	3	2	1
< 上記評価の理由 >						
事業を通じて、他の地域団体、企業、外国籍の方の協力を得られたことで、市内のコミュニケーションの輪が広がった。参加者が限定されてしまうことがほとんどであったが、逆に濃密な国際交流に繋がられた。年齢、国籍問わず、多くの方に外国について身近に感じていただき、興味を持っていただけたので、今後は、自助努力で事業を継続して行きたい。そして、市民と外国籍の方が気軽に集うことが出来る場所づくりをしていく。						
事業実施を通して学んだことは何か						
例年に比べ、国際交流が最も難しい1年であったが、コロナ禍だからこそ、外国に触れたいと思う参加者が多かった。市内在住の外国籍の方の料理教室参加が増えたことで、新しいネットワークも広がり、コミュニティの拡大につながった。世界の料理の中で、語学学習を組み入れたり、慣習を学べたことで、より一層、世界を身近に感じてもらうことが出来た。国際Fesでは、触れたことのない世界の料理に触れ、音楽を通じて、外国の文化、慣習の理解につながった。外国籍の方においては、様々なイベントに参加してもらえたことで、武蔵村山の魅力を知り、市民との交流や活動のための機会をつくることが出来た。						
新たに気付いた課題は何か						
他国の方との交流で、お互いの国について知ることは、積極的なコミュニケーションは欠かせないそのためには、多様な文化や考え方を理解するの必要を感じた。特に、武蔵村山市の魅力を外国籍の方に伝える方法や手段を増やすことが課題であると感じた。						

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	地球や
提案事業名	国際Fesと文化交流
市担当課	協働推進課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	③	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	3	②	1
	目標を達成することができたか	5	4	③	2	1

＜上記評価の理由＞

本市がモンゴル国のホストタウンであることで、音楽祭ではモンゴルの伝統的歌唱であるホーミーや馬頭琴の演奏等を演出に加えたり、会場ロビーでは世界のマルシェと題し、色々な国の食べ物を紹介するなど国際色豊かなイベントを計画し、会場内で交流できるよう計画してはいたようであるが、コロナ禍の影響もあり、断念し、イベント内容にも修正を加える必要もあり、国際交流・文化交流という点では難しい状況にあったと思う。

また、世界の料理教室では、コロナ禍の中でも、人数制限等の感染対策を実施しつつ、予定していた参加者数ではなかったものの、11回開催できたことは評価できる。

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	③	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	3	②	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	③	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	②	1

＜上記評価の理由＞

コロナ禍の中でも、感染対策を実施し、世界の料理教室は11回開催し、ほぼ計画どおりに実施できた。コロナ禍ということで、世界の料理教室や音楽祭の参加者数を制限したものの、予定よりもイベント収益は得ることはできたが、依然として事業費は助成金に依存している状況にある。来年度以降、助成金がない中で団体が活動し続けるために、収入をどう工面するのかが課題である。

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	③	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	③	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	③	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になって いたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などについて 情報交換等意思疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率的・ 効果的に実施できたか	5	4	③	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお互いに 話し合ったか	5	4	③	2	1

<上記評価の理由>

国際交流の点で、団体との意見の相違があったものの、コミュニケーションを取る中で徐々に修正し、認識を共有することができ、団体のやりたいことだけでなく、そこに市が望むことを取り入れ事業を実施できたことは評価する。イベントの企画力は十分あるものの、コロナ禍のため、うまく実行に移せず、苦勞していた様子は見受けられた。昨年度同様、書類作成などの事務的な部分に関しては、改善を望むところである。

実施能力	事業を実施して、団体の 実施能力は向上したか	5	4	③	2	1
	事業の結果を踏まえた 今後の展望を明確に 持っているか	5	4	③	2	1

<上記評価の理由>

コロナ禍という特殊な環境下で、感染対策を実施しながら、予定していた音楽祭2回のうち1回を、世界の料理教室12回のうち11回を実施できたことで団体としての実施能力は各段に向上させていたことを評価したい。

事業実施を通して学んだことは何か

団体の持つ豊富な人脈や経験、ノウハウを生かしてイベントを企画する企画力の豊富さは、協働をしたことで実感し、協働事業として実施した意義があった。コロナ禍でなければ、もっと国際交流事業を推進でき、協働した意義をもっと感じれたのではないかと考えた。

新たに気付いた課題は何か

令和3年度はコロナ禍ということもあり、対面での事業が大分難しかったため、今後もコロナウイルスが終息しない状況が続くことも予測され、IT等を活用して対面ではないイベントの事業展開について検討する必要がある。

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	地球や		提案事業名		国際 Fes と文化交流					
実施年度	令和3年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	年度		年度	
【収入の部】	項目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減(A)－(B)		項目	金額	項目	金額
	助成金	700,000	700,000	武蔵村山市	0					
	イベント収益	80,000	73,000	料理教室参加 1500 円×30 名＝45000 円、2000 円×14 名＝28000 円 前売り入場券 500 円×54 名						
			27,000	物販売上 6000 円						
			6,000	さくらホール委託精算						
寄付等	0	2,700								
団体負担	50,000									
	70,000									
収入合計			(C) 887,370							
【支出の部】	項目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減(A)－(B)	項目	金額	項目	金額	
	人件費	200,000	225,000	音楽イベント人件費	△25,000	人件費		人件費		
	報償費	450,000	195,000	音楽祭出演料 (2 月 12 日)	255,000	報償費		報償費		
	印刷製本費	50,000	20,505	コピー、カートリッジ代	29,495	印刷製本費		印刷製本費		
	消耗品費	30,000	169,477	コロナ対策、材料費等	△139,477	消耗品費		消耗品費		
	委託料	50,000	180,000	料理教室 11 回、ポスターデザイン	△130,000	委託料		委託料		
	賃借料	100,000	81,838	イベント会場費、実習室延長分	18,162	賃借料		賃借料		
	通信費	0	520	郵送料	△520	通信費		通信費		
	保険料	10,000	15,030	イベント保険 1 日 15,030 円	△5,030	保険料		保険料		
	備品購入費	10,000	0		10,000	備品購入費		備品購入費		
支出合計			(D) 887,370							
収支差額 (C)－(D)			0							

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

令和4年3月31日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 MSP 村山サポートプロジェクト
 所在地 武蔵村山市大南 5-31-3 スカイハイツ 203
 代表者職・氏名 代表 宇部昭利

協働事業提案制度事業結果報告書

令和3年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
対象者の範囲及び人数	市内全域
実施事業内容	・リサイクル祭り（フリーマーケット）4.6.11.1.3月 フードドライブ受付窓口開設及び啓発活動 ・リサイクル祭りにてリサイクル、フードロス、ごみの出し方啓発活動
具体的な活動状況	リサイクル祭り（フリマ）緑が丘出張所駐車場 03.04.11 リサイクル祭り（フリマ）大南公園 03.06.12.13 ※上記はコロナ対策により中止※ リサイクル祭り（フリマ）市役所第2駐車場 03.11.27・28 リサイクル祭り（フリマ）緑が丘出張所駐車場 03.01.23 リサイクル祭り（フリマ）大南公園 04.03.26.27 暮らしフェスタにてフリマ企画開催 04.02.12 フードドライブ・ごみ削減啓発グッズはすべての会場にて実施
事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 令和3年度は中途半端な開催でしたが、関係者及び参加者の皆様のご協力を頂き 来場者 2000人 フリマ販売数 300kg フードドライブ 40kgの成果がありました 開催ごとに「次はどこ？いつやるの？我が家にも使えるものがあり参加したい」や、「高齢で自分では参加できないがどうしたら」との声をいただくようになり幅広い年齢層の市民の方に浸透してきた。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第 10 号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第 11 号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本産業規格 A 列 4 番）

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	村山サポートプロジェクト
提案事業名	むさむらゴミ減大作戦
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> コロナ自粛期間があり、思う様に活動が出来ていない						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> コスト面は人件費がかなりのオーバーとなり、チラシ配布などの人件費削減のため、イベントカレンダーなどを作成し削減する。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	④	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	⑤	4	3	2	1
	事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか	⑤	4	3	2	1
	問題発生に際し、適切に対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか	5	4	③	2	1
<上記評価の理由> 市民団体としての活動は大分認知度が上がってきていると思う。公共施設を使用するには単独では厳しく、ここまでの活動はできない						

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 市民の皆さんの周知が広がってきており、協力を頂けるようになってきた。						

事業実施を通して学んだことは何か

「不用品はいくらでもある。ただ高齢のため参加したくても出来ない」という声が年々増えてきて高齢化によるゴミ出しの弊害がかなりみられる

新たに気付いた課題は何か

いよいよゴミ有料化開始が半年後と迫ってきているが、意外と周知感がない。ゴミ対策課と連携し誤解なく正確な情報を啓発しなければならない

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	MSP村山サポートプロジェクト
提案事業名	むさむらゴミ減大作戦
市担当課	ごみ対策課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	③	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	③	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	③	2	1
<上記評価の理由> 令和3年度当初からコロナ禍の影響により、イベントの準備をするも中止せざるを得ない状況にある中、根気よく準備を進め、新型コロナウイルスが収まりつつある11月によりやくフードドライブを取り入れた、リサイクル祭りの開催にこぎつけ、その後も1月、2月、3月に亘りリサイクル祭りを開催することができ、累計で2,000人の来場者数があったことは評価できる。市の西側での開催についても、市役所第2駐車場にて開催ができたものの、その場所以外で開催可能な場所が見つけられず、市内全域での啓発活動には課題が残るところではある。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	③	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	③	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	③	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	②	1
<上記評価の理由> コロナ禍の中、緊急事態宣言等もあり、開催を見送らざるを得ない状況にあったため、スケジュールを組むことになり苦慮していた。そのため、当初計画していた効果を得ることは難しかったと想像する。緊急事態宣言等が解除された後については、準備期間も少ない中ほぼ毎月イベントを開催できたことは評価できる。 コロナ禍ということもあり、出店料を取ると出店者が減ってしまうことから、イベント出店者から出店料を取ることをしなかったため、活動の資金を助成金頼みは否めず、今後の活動については検討し直す必要がある。支出の中での人件費の割合も高いのが懸念材料である。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	③	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	③	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	③	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になって いたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などにつ いて情報交換等意思 疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	④	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	4	③	2	1	

＜上記評価の理由＞

協働型1年目ということもあり、当初は協働するパートナーとして十分にコミュニケーションが取れたとは言いがたく、お互いに反省する部分はあった。イベント開催によりクレーム等いただいた案件については、後日、反省点及び改善点について話し合い、次のイベント開催に活かせると思う。

実施能力	事業を実施して、団体の 実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた 今後の展望を明確に 持っているか	5	4	③	2	1

＜上記評価の理由＞

コロナ禍の影響もあり、時間がない中でのイベント準備を進める機動力や調整力等の実施能力は向上したように感じる。

今後は、市が令和3年度まで実施していたミニ・キエーロモニター事業で配布した資材の作成・販売などの事業実施等、自主財源の確保に向けた取り組みを行うことに期待する。

事業実施を通して学んだことは何か

--

新たに気付いた課題は何か

事業年度の後半でイベントの開催ができたが、コロナ禍であった前半では開催出来なかったことから、コロナ禍においても開催可能なイベント等について検討していただきたい。 また、令和4年10月からごみの有料化が始まるため、市内在住の外国人に対するごみの出し方等の啓発について、力を入れて取り組んでいただきたい。
--

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）
協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	MSP村山サポートプロジェクト			提案事業名	むさむら ゴミ減大作戦					
実施年度	令和 3 年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	令和 4 年度		令和 5 年度	
【収入の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	協働助成金	800,000	800,000		0					
	フリマ出店料	40,000	0		40,000					
	団体負担	30,000	151,009	自己財源	△121,009					
収入合計	870,000		(C)951,009	0						
【支出の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	人件費	260,000	414,000	人件費	△154,000		人件費		人件費	
	印刷製本費	110,000	74,600	チラシ代	△41,150		印刷製本費		印刷製本費	
			2,700	コピー代						
			25,410	チラシ配布依頼代						
			48,440	コピー紙・インク代						
	コロナ対策用	0	14,178	のぼり・アルコール	△14,178	コロナ対策用		コロナ対策用		
	消耗品費	280,000	29,481	イベント広報用スピーカー	40,319	消耗品費		消耗品費		
			29,700	小物類・テーブル等						
			6,600	運搬用台車						
			114,500	啓発用グッズ						
			59,400	テント代¥9,900×6						
賃借料	120,000	132,000	コンテナルーム賃料	△12,000	賃借料		賃借料			
報償費	100,000	0	翻訳謝礼	100,000	報償費		報償費			
支出合計	870,000		951,009							
収支差額 (C)－(D)			0							

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和4年3月31日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 LDITシンジケート
所在地 武蔵村山市学園4-31-1
代表者職・氏名 野際 雅史

協働事業提案制度事業結果報告書

令和3年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時または期間	2021年8月24日にY o u t u b eに動画をUPした
対象者の範囲及び人数	武蔵村山市内の中学生
実施事業内容	高校ダンス部の発表動画、高校の紹介動画を編集し、中学生の志望校を決めるお手伝いをした。
具体的な活動状況	コロナ禍で、高校も休校や部活ができなかったりで、参加校を集めるのに苦戦したが、7校集まり、SNSにて呼びかけ、強豪校（スッカリ等のテレビに出演）も参加してくれた。SNSに力を入れ、更新した。
事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 アンケートをとったところ、Y o u t u b eでみることで、見直すことや、親と一緒に見て決めることができた、新しい成果を出すことができた。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

令和4年度は、8月6日（土）にさくらホールにて開催を予定。

令和3年度に力を入れたSNSを強化し、会場でもSNSでもより多くの中学生の志望校のお手伝いをしたいと考えています。

さくらホールは1000人しか集客できません。

ゆくゆくは屋外での開催をしたいと考えております。

大きなステージに、WSを受けることができるブース、学校のことが聞けるブースなど、もっと中学生が気になっていることを直接聞くことができ、たくさんの選択肢を与えられたらいいなと思いました。

一番苦戦するのはあ広報です。ここをもっと市と連携していきたいです。

（添付書類）

- （1） 協働事業自己評価書（第10号様式）
- （2） 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）
- （3） 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本産業規格A列4番）

協働事業自己評価書(団体育成型事業用)

提案団体名	LDITシンジケート
提案事業名	中高生ダンスイベント JOYINTO

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 今年もJOYINTOを見て志望校を決めたとの声を多数頂きました。YouTubeに過去のJOYINTOの動画も観覧してもらえたので参考になったと思う。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 中学生にダンス部を見て志望校を決める新しい選択肢を与えようといったコンセプト(設定)を今年はオンラインで実施することができました。当初さくらホールにてイベントを開催する予定でしたが、オンライン開催に変更になり、部活動(高校)が活動休止していたため納期ギリギリで進めましたが、何とか間に合い文化祭前の2021/8/24 夏休み中に無事オンライン開催することができました。SNSはYouTube、Instagram、TikTok、Twitter を活用したため、運営側も観覧側も無料で活用することができました。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	3	2	1
	協働型事業への発展が見込めるか	5	4	3	2	1

<上記評価の理由>

運営側はダンスのインストラクター、塾の講師と学生と関わる機会が多いため、直接 中学生にアンケートをとったり、高校生の意見を聞くことができ、これは市民活動団体でないとできないことだと感じました。協働事業になることで、先生方や保護者への安心感、信頼度が増しました。また広報がとてもスムーズにできた。イベント告知チラシを小・中学校で配布してもらえたので、効率的にイベントをアピールすることができた。今年度の大きな問題はやはりさくらホールにてイベントが開催できなかったこと。当初2021/8/9に会場を抑えていたが、4月下旬に素早くオンライン開催に変更しました。早い段階で変更したためスケジュールを変更することなく進めることができた。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	4	3	2	1

<上記評価の理由>

オンライン開催にしたのでSNS関係が強くなったと実感しました。来年度はさくらホールにて開催しようと計画していますが、同時にオンラインでも開催できるよう 当日会場に来れない方にもより多くの人に 参加してもらえるようにしたいです。オンライン開催を見て志望校を決めたとの声を今年も聞くことができました。コロナ禍で学校見学や文化祭など行きにくいのでオンラインで志望校を決めるきっかけが与えることができとても嬉しく思いました。コロナ禍でオンライン授業も増え、子どもたちもタブレットに慣れてきています。この時代にあった方法で今後は告知やイベント開催をしていきたいです。

その他	事業実施を通して学んだことは何か	
	新たに気付いた課題は何か	

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	LDITシンジケート			提案事業名		中高生ダンスイベント JOYINTO（ジョイント）				
実施年度	令和3年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	年度		年度	
【収入の部】	項目	予算額 (A)	決算額（B）	積算内訳（数量、単価等）	増減（A）－(B)		項目	金額	項目	金額
	出演料	150,000	0		150,000					
	協賛金	100,000	36,000		64,000					
	助成金	250,000	250,000		0					
	団体負担	0	14,441		△14,441					
収入合計	500,000		(C) 300,441							
【支出の部】	項目	予算額 (A)	決算額（B）	積算内訳（数量、単価等）	増減（A）－(B)		項目	金額	項目	金額
	人件費	221,000	108,000	時給 1,000 円×3h×3名×12回	113,000		人件費		人件費	
	交通費	10,000	12,005	ガソリン代 12,005 円	△2,005		交通費		交通費	
	報償費	30,000	0		30,000		報償費		報償費	
	印刷製本費	60,000	31,770	チラシ 5,420 円、ポスター4,550 円、旗 21,800 円	28,230		印刷製本費		印刷製本費	
	消耗品費	40,000	2,996	領収書 110 円、インク 110 円、アルコールスプレー2,776 円	37,004		消耗品費		消耗品費	
	委託料	70,000	133,890	スタッフ T シャツ作成 43,890 円、動画制作 10,000 円×7、チラシ 2 本 20,000 円	△63,890		委託料		委託料	
	通信費	10,000	0		10,000		賃借料		賃借料	
	備品購入費	59,000	0		59,000		通信費		通信費	
	賃借料	0	1,780	ミーティング場所代 320 円×5 回、180 円×1 回	△1,780		保険料		保険料	
	その他経費 (協賛広告料)	0	10,000		△10,000		備品購入費		備品購入費	
						その他経費		その他経費		
	支出合計	500,000		(D) 300,441						
収支差額 (C)－(D)			0							

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

資 料 編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

資料 5 武蔵村山市協働事業提案制度令和 3 年度実施事業報告会実施要領

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 6 月26日訓令乙第114号

平成26年 4 月 7 日訓令乙第42号

平成27年 3 月30日訓令乙第38号

平成29年 6 月30日訓令乙第138号

令和 2 年 3 月31日訓令乙第62号

令和 3 年 3 月10日訓令乙第15号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度に採択された協働事業について、実施要綱第19条第1項の規定に基づく市長の評価が完了した時をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日訓令（乙）第114号）

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年4月7日訓令（乙）第42号）

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令（乙）第38号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日訓令（乙）第138号）

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日訓令（乙）第15号）

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部教授
鮫 島 由 美 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
瀬 口 圭 志	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山市自治会連合会
野 崎 利 明	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 職員
酒 井 一 成	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一 色 健 次	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
金 澤 知 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
島 津 恵 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
雨 宮 則 和	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
神 子 武 己	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づく提案について、実施要綱第9条の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

(1) 協働型事業の継続事業の審査方法

- ① 協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第6条第2項に定める書類を提出する。
- ② 審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

(2) 協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

① 書類審査

ア 審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第6条第1項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第6条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第3条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

4 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審 査 項 目		審 査 基 準	配 点 基 準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている おおむね捉えている 普通である あまり捉えていない 全く捉えていない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性などがあるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
協働の必要性	協働の意義と必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点

	協働の 役割分担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
中長期計画	継続能力	◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

(委員一人あたり 45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第119号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 3 月15日訓令乙第 7 号

平成25年 6 月14日訓令乙第107号

平成26年 3 月 3 日訓令乙第 8 号

平成27年 3 月31日訓令乙第42号

平成29年 5 月25日訓令乙第113号

平成30年 4 月25日訓令乙第80号

平成31年 4 月25日訓令乙第51号

令和 2 年 8 月20日訓令乙第183号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。

（2） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。

（3） 5人以上の者で組織されていること。

（4） 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）

の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（推進会議の設置）

第3条 第10条第1項の規定による審査及び第19条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協働事業の提案）

第4条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- (4) 市民の地域活動への参画が促進される事業
- (5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- (6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- (7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

- (1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
 - (2) 営利のみを目的とした事業
 - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
 - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 公の機関の補助対象となっている事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- （協働事業の期間）

第5条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度（前条第2項の規定による公募が行われなかった年度を除く。）にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては一の年度にわたる期間とする。ただし、団体育成型事業については、当該事業を実施した後、自主的な社会貢献活動のため、再度、同一の事業を実施しようとする場合、一度に限り、協働型事業として採択を受けることができる。

（事業の公募）

第6条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手続）

第7条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- (2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- (3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- (4) 提案団体概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）
 - (2) 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）
- （担当課の決定及び事前調整）

第8条 市長は、前条の規定による提案があったときは、速やかに当該提案に係る事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定め、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受領した担当課は、速やかに前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定し、市長に提出しなければならない。

（提案の辞退）

第9条 提案団体は、諸事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により市長へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第10条 市長は、第7条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させるものとする。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（採択事業の決定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた上で、当該提案に受けた事業の候補とされるべき事業（以下「採択候補事業」という。）とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該提案を受けた事業を採択候補事業としたときは、提案団体に対し通知するものとする。

- 2 前項後段の規定による通知を受けた提案団体は、当該事業の実施に備えなければならない。
- 3 担当課は、前項の実施団体の取組に協力しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により採択候補事業とした事業について、その補助に要する予算が議会で議決されたときは、当該事業を協働事業として採択するか否かを決定するものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による提案を受けた事業について、前条第1項に規定する採択候補事業としなかったとき又は同条第4項の規定により共同事業として採択し、もしくは不採択としたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(団体概要の変更)

第14条 提案団体は、やむを得ない事由により提案団体概要書の内容に変更が生じたときは、提案団体概要変更届（第8号様式）を速やかに市長に提出し、推進会議において承認を受けなければならない。

(事業の実施時期)

第15条 実施団体は、第12条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し、市が新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第16条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が、計上するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、募集要項に定める補助対象について、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(事業報告)

第18条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業提案制度事業結果報告書（第9号様式）
 - (2) 協働事業自己評価書（第10号様式）
 - (3) 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 3 実施団体は、市長又は推進会議から求められた場合は、事業実施年度の途中で事業の状況報告を行わなければならない。
- (事業の評価)

第19条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

- 2 推進会議は、前項の規定による当該報告に係る事業の評価について求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、市長に報告するものとする。
- 3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。
- 4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。
- 5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価通知書（第12号様式）を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第20条 市長は、各年度において、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年3月3日訓令（乙）第8号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則（平成27年3月31日訓令（乙）第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択を行った協働事業について適用する。

- 3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則（平成29年5月25日訓令（乙）第113号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第6条の規定は、平成29年6月1日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第80号）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第51号）

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（令和2年8月20日訓令（乙）第183号）

この要綱は、令和２年８月20日から施行し、改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

武蔵村山市協働事業提案制度令和3年度実施事業評価方法

1 目 的

協働事業の成果をこれからの協働に生かし協働の質を高めるとともに、協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的に評価するものとする。

2 評価手順

- (1) 実施団体から提出のあった協働事業提案制度実施事業結果報告書（以下、「報告書」という。）及び市担当課（協働事業型の場合）による協働事業自己評価書（以下、「評価書」という）を、事務局が推進会議委員に配布する。
- (2) 推進会議委員は、報告書及び評価書により事業評価を行い、協働事業提案制度実施事業評価書を事務局に提出する。

3 評価項目

(1) 現状・課題・目的

市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することはできたか。

(2) 事業内容

事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールに問題はなかったか。
事業の実施体制はどうだったか。
効率的なコストで事業運営ができたか。

(3) 協働という事業形態（◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）

市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。
協働事業として実施する意義があったか。

◎協働相手は妥当だったか。

◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。

◎事業の進捗状況等について情報交換などの意思疎通は十分だったか。

◎単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。

◎問題発生に際し、適切に対応したか。

◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。

●協働型事業への発展が見込めるか。

(4) 実施能力

事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。
事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。

(5) 事業実施を通して学んだことは何か。

(6) 新たに気付いた課題は何か。

4 評価基準

各評価項目 1 点～5 点の 5 段階で評価を記入するものとし、評価の基準は別紙のとおりとする。

協働事業提案制度 評価基準

点 数	基 準
1	当初の計画・目標を大きく下回った。改善すべき課題が数多く、根本から見直す必要がある。
2	当初の計画・目標を下回った。不十分な内容であり、課題を解消していく必要がある。
3	おおむね当初の計画・目標どおりだった。一部に課題を残しており、今後の改善が望まれる。
4	当初の計画・目標どおりだった。今後はさらなる工夫や改善により、より効果的に事業を実施していくことが期待される。
5	当初の計画・目標を上回った。事業をさらに発展させ、より大きなインパクトを実現することが期待される。

「事業実施を通して学んだこと」「新たに気付いた課題」の2項目については、下記の基準で評価する。

項 目	基 準
事業実施を通して学んだことは何か	事業からの学びがあり、それを今後の活動に生かそうとする姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない
新たに気付いた課題は何か	新たな課題やニーズへの気付きがあり、それに取り組んでいく姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない

武蔵村山市協働事業提案制度
令和３年度実施事業評価報告書

令和４年１０月
武蔵村山市